



平成28年 経済センサス 活動調査のはなし

あなたの調査票で
日本経済の
「いま」を明らかに！



平成28年 経済センサス 活動調査のはなし

経済センサスホームページのご案内 <http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm>

経済センサス

検索

はじめに

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日に、平成28年経済センサス活動調査を実施します。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

平成28年経済センサス-活動調査は、平成26年に実施した経済センサス-基礎調査によって得られた事業所や企業の情報を活用して、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いて実施します。

この冊子は、平成28年経済センサス-活動調査の目的や調査結果の利用などについて分かりやすく説明したものです。ご一読いただき、本調査へのご理解とご回答をお願いします。

●センサスの語源

古代ローマにおいて、市民の登録、財産及び所得の評価、税金の査定などを行う職業をラテン語で Censere といい、これが転じて Census となったといわれています。

古くから人口や土地、財産等について調査が行われてきましたが、これらは、あくまでも納税、徴兵、強制労働を達成するための情報収集でしかありませんでした。しかし、17世紀になると、社会構造の変化を明らかにすることが目的となり、近代センサスの幕が開かれました。

人口センサス(国勢調査)が1790年に初めて実施されたアメリカ合衆国においても、経済センサスは、1954年に初めて実施されました。すなわち、歴史的にはまだ新しい調査なのです。我が国においても、経済センサスを実施することにより産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するものと期待されています。

●ビルくんとケイちゃん

ビルくんはビル、ケイちゃんは経済を表しています。事業所・企業等の象徴であるビルに統計調査を意味するペンを持たせ、経済をシンボル化した¥マークと共に、親しみやすいキャラクターにしました。“よく見、よく知り、クリアな統計データで経済社会の未来を築こう”という思いが込められています。



目次

Contents

1 経済センサスとは？

(1) 調査の目的	2
(2) 調査の期日	2
(3) 法的根拠、報告義務	3
(4) 調査の対象	4
(5) 調査の方法	6
(6) オンライン回答について	7

2 どんなことを調査するのでしょうか？

(1) 名称及び電話番号	8
(2) 所在地	8
(3) 経営組織	8
(4) 開設時期	9
(5) 常用雇用者数及び支所等数	9
(6) 企業全体の主な事業の内容	10
(7) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	10
(8) 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	11
(9) 企業全体の事業別売上(収入)金額	12
(10) 電子商取引の有無及び割合	13
(11) 設備投資の有無及び取得額	13
(12) 自家用自動車の保有台数	13
(13) 土地・建物の所有の有無	13
(14) 商品手持額	13
(15) 商品仕入額	14
(16) 資本金等の額及び外国資本比率	14
(17) 決算月	14

3 調査結果からどのようなことがわかりますか？

●地域別にみた事業所数と従業者数	15
●産業別にみた事業所数と従業者数	16
●正社員・正職員と正社員・正職員以外の雇用者数	16
●企業の付加価値率	17
●主業以外の売上高内訳	17

4 調査結果はどのように利用されます

●行政施策上での利用	18
●教育分野における利用	19
●民間における利用	19
●各種統計調査の母集団情報としての利用	20

5 回答した内容はどのように公表・保護されますか？

(1) 調査結果の公表	21
(2) 調査票の厳重管理、秘密の保護	21
(3) 集計が完了した調査票の消去	21

1 経済センサスとは？

「経済の 今をたずねて、あすを知る」

経済センサスは、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」と事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」の二つから成り立っています。「経済センサス-活動調査」は、平成24年2月に第1回調査を実施し、平成28年6月に実施する今回の調査は第2回調査となります。また、「経済センサス-基礎調査」は、平成21年7月に第1回調査を、平成26年7月に第2回調査を実施しました。

1 調査の目的

● 事業所・企業の経済活動の状況を明らかにします

事業所は、一定の場所を占めて物やサービスの生産活動が行われる基本的単位です。産業活動の母体となる全国すべての事業所を漏れなく把握して、事業所や企業の売上高や費用等の経理項目などの経済活動の状況を調査することにより、我が国の産業構造や事業活動の実態が明らかになります。

● 各種統計調査の母集団情報となります

経済センサスは、産業構造の把握に役立つだけでなく、事業所・企業を対象とした統計調査の調査対象の抽出など、標本調査を正確に行うために必要な母集団情報として行政機関で活用します。

2 調査の期日

● 平成28年6月1日現在で行います。



3 法的根拠、報告義務

● 統計法に基づく調査

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計(経済構造統計)を作成するための調査として実施します。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(後略)
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件
(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄)
(別表抜粋)

経済構造統計 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

● 調査に答える義務はあるの？

- 「統計法」では、基幹統計調査を受ける人には報告義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない守秘義務を規定しています。さらに、これらの義務には罰則が定められています。
- 調査票にご回答いただいた内容は、「統計法」に定められている利用目的以外(例えば徴税資料など)に使用することはありません。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第十三条

行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第四十一条

(前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第五十七条

次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(後略)

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

4 調査の対象

経済センサス-活動調査は、全国すべての事業所及び企業が対象となります。

●「事業所」について

「事業所」とは？

- この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が
 - ① 単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、
 - ② 一定の場所を占めて、
 - ③ 従業者と設備を有し、
 - ④ 継続的に行われているものをいいます。場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
- 管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

事業所の例

※ 従業者を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が行われていれば、ここに例示したもの以外であっても、事業所に含めます。



●「単独事業所」、「本所・本社・本店」、「支所・支社・支店」について

この調査では、事業所を「単独事業所」、「本所・本社・本店」、「支所・支社・支店」に区分しています。

「単独事業所」

他の場所に同一経営の「本所・本社・本店」や「支所・支社・支店」を持たない事業所をいいます。

「本所・本社・本店」

他の場所に同一経営の「支所・支社・支店」があつて、経営全体を統括している事業所をいいます。

「支所・支社・支店」

「本所・本社・本店」の統括を受けている事業所をいいます。

▶ 一つの企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。

例えば、「大阪本社」と「東京本社」のように、2か所以上本社を有する複数本社制を採用している場合は、そのうちの経営全体を統括している事業所が「本所・本社・本店」となり、地方統括本部を含め、その他のすべての事業所が「支所・支社・支店」となります。

●「チェーンなどの店舗」について

▶ 同一経営主体となる例（本所・支所の関係です）

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主（企業）が経営するすべての店舗

▶ 同一経営主体とならない例（本所・支所の関係ではありません）

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

